

課外活動（部活・サークルなど）について（COVID-19）

・感染症対策の徹底（3密回避，人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける，マスク着用，手指消毒など）をした上で，以下の活動を行うことを許可します。なお，運動時にはマスクは外しても構いません。

【活動を再開するために必要なこと】

① 活動の届け出

部やサークルとして活動を行う場合には，次の内容について，所属するキャンパスの課外活動担当に必ず届け出を行ってください。届け出は代表からメールで構いません。

なお，活動をするにあたっては，各キャンパスの指示に従ってください。

<届出内容>

団体名，代表者氏名，代表者連絡先（電話番号），団体所属人数，一度に活動する人数，活動予定日（例：毎週水曜日 16：30～18：00 など），活動開始日（○月○日～）

小白川キャンパス	学生・キャリア支援課課外活動担当	gskagai@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
飯田キャンパス	学務課学生支援担当	igagak1@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
米沢キャンパス	学務課学生支援担当	kougakusei@jm.kj.yamagata-u.ac.jp
鶴岡キャンパス	学務課学務担当	nogaku@jm.kj.yamagata-u.ac.jp

② 活動記録の作成

活動を行う場合には，活動記録（活動日時，活動に参加した人）を必ず作成し，保管してください。みなさんを守るために必要な記録です。

【許可する活動内容】

① 接触を伴わない屋外の活動

例) ・ 接触を伴わない屋外競技（テニスなど）

・ 接触を伴わないように工夫した練習

※ 1 サッカーやラグビー等のパスやチームワーク練習など。

※ 2 通常，屋内で行う競技や活動であっても，感染症対策を徹底したうえで屋外での練習や活動は可能とする。

・ 個人練習

・ 周囲の人との距離を十分に保った状態で，屋外の活動を新入生等に見学させること。

※ 説明会等は原則オンラインで行い，屋内施設に集合したり，屋外で密集することがないようにすること。なお，アパート等を訪問しての勧誘活動は禁止している。

② 最低限の部室利用

例) 着替え，器具の出し入れ，マスクを装着での3密を避けた30分以内の打合せ等

（注意事項）

- ・ 各施設，設備を利用した場合は，ドアノブや器具など触れた部分の消毒に努めること。
- ・ 部室等利用時には密閉した空間に長時間滞在することがないように努めること。

- ・休憩中，活動終了後に3密の状態ではミーティングや談笑するなどしないよう注意してください。
- ・「内閣官房 業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等を参考に活動してください。
URL : <https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200619>
- ・体調の悪い人は，活動に参加しないでください。
- ・屋内の活動については，オンライン等を用いた活動に留めてください。

【継続して禁止するもの】

- ・屋外でも2m（最低1m）の距離を保てない又は接触を伴う課外活動
- ・屋内での課外活動（勧誘活動を含む）

（参考）

新しい生活様式（感染症対策の徹底）

- ① 3密（密集，密接，密閉）の回避
- ② 身体的距離の確保：人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。
- ③ マスクの着用：症状がなくてもマスク着用，咳エチケットに心掛ける。
- ④ 手洗い：まめに手洗い，手指消毒を行う。